その建設工事の請負、口約束だけで済ませていませんか?

元請下請間の取引適正化推進のため、道では建設業法令遵守ガイドライン(国交省策定)による指導を行っておりますが、赤伝処理等による一方的な代金の差し引き、指値発注による不適切な下請取引、追加・変更契約の締結拒否、下請負人の責によらないやり直し工事の強制、正当な理由がない長期間にわたる支払保留等、下請負人へのしわ寄せが依然として存在するとの指摘がなされているところです。例えば、民間業者間の工事請負のときに書面での契約が為されていない事案では、請負代金の支払いが適切に履行されないリスクを抱えることになるので、下請負人は不利益を被っています。また、その元請負人は建設業法に違反しています。関係者におかれては、建設業法令遵守ガイドラインをご覧になり、適切なご対応をお願いいたします。

オホーツク総合振興局網走建設管理部 建設行政室建設指導課土木係

(参考) 書面による契約締結

※建設業法令遵守ガイドライン(第7版)より抜粋(P5~P8)

- 2-1 当初契約(建設業法第18条、第19条第1項、第19条の3、第20条第1項) 【建設業法上違反となる行為事例】
- ①下請工事に関し、書面による契約を行わなかった場合
- ②下請工事に関し、建設業法第19条第1項の必要記載事項を満たさない契約書面を交付 した場合
- ③元請負人からの指示に従い下請負人が書面による請負契約の締結前に工事に着手し、工事の施工途中又は工事終了後に契約書面を相互に交付した場合
- ④下請工事に関し、基本契約書を取り交わさない、あるいは契約約款を添付せずに、注文書と請書のみ(又はいずれか一方のみ)で契約を締結した場合

上記①から④のケースは、いずれも建設業法第19条第1項に違反する。

(1)契約は下請工事の着工前に書面により行うことが必要

建設工事の請負契約の当事者である元請負人と下請負人は、対等な立場で契約すべきであり、建設業法第19条第1項により定められた下記(2)の①から⑮までの15の事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならないこととなっている。 契約書面の交付については、災害時等でやむを得ない場合を除き、原則として下請工事の着工前に行わなければならない。

建設業法第19条第1項において、建設工事の請負契約の当事者に、契約の締結に際して契約内容を書面に 記載し相互に交付すべきことを求めているのは、請負契約の明確性及び正確性を担保し、紛争の発生を防止 するためである。また、あらかじめ契約の内容を書面により明確にしておくことは、いわゆる請負契約の 「片務性」の改善に資することともなり、極めて重要な意義がある。

(2) 契約書面には建設業法で定める一定の事項を記載することが必要

契約書面に記載しなければならない事項は、以下の①~⑮の事項である。特に、「① 工事内容」については、下請負人の責任施工範囲、施工条件等が具体的に記載されている必要があるので、〇〇工事一式といった曖昧な記載は避けるべきである。

- ① 工事内容
- ② 請負代金の額
- ③ 工事着手の時期及び工事完成の時期
- ④ 工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容
- ⑤ 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び 方法
- ⑥ 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め
- ⑦ 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め
- ⑧ 価格等 (物価統制令 (昭和21年勅令第118号) 第2条に規定する価格等をいう。) の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更
- ⑨ 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め
- ⑩ 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め
- ⑪ 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期
- ① 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
- ③ 工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任 又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内 容
- (4) 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- ⑤ 契約に関する紛争の解決方法

下請契約の締結に際しては、下請負人が交付した見積書において、建設業法第20条第1項の規定により、 工事の種別ごとの材料費、労務費その他の経費の内訳並びに工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日 数が明らかである場合には、その見積内容を考慮すること。

(5) 建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容を持つ契約書による契約が基本 建設業法第18条では、「建設工事の請負契約の当事者は、各々の対等な立場における合意に基づいて公正 な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行しなければならない」と規定している。建設工事の下請契 約の締結に当たっては、同条の趣旨を踏まえ、建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容を持つ契 約書による契約を締結することが基本である。